

令和4年第5回 美里町農業委員会会議録

令和4年5月10日

令和4年第5回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	吉坂美佐子	8番	長木一美
9番	松田政明						

欠席委員 0名

欠員 1名

事務局

事務局長	西寺清	書記	上野祐樹	津田武蔵
------	-----	----	------	------

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（西寺清君）こんにちは、只今から令和4年第5回美里町農業委員会会議を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（松田政明君）それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、1番村田委員 2番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号6について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君）はい、それでは、議案第18号、番号1から番号6について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号5は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号6は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で事務局より、番号1から番号6の補足の説明を終わります。それでは、議案第18号、番号1を議題とし内容の説明を7番吉坂委員に求めます。

7番（吉坂美佐子君）はい、申請番号1・・・・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第18号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号1は原案どおり決定しました。次に、番号2を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田憲治君）はい、申請番号2・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第18号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。6番今田委員。

6番（今田政行君）はい、譲受人が町外在住ですが、耕作はご本人がされるのでしょうか。貸付されて誰かに作ってもらうつもりでしょうか。

事務局（津田武蔵君）申請を受け付けた際にはご本人が米を耕作されるとうかがっています。

7番（長木一美君）譲受人を知っているのですが、XXXXXXXXXXと思います。26126㎡は町内の経営面積ですか。また農業機械はお持ちでしょうか。

事務局（津田武蔵君）はい、町内の経営面積です。農業機械の所有につきましてはトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機をそれぞれ1台ずつお持ちです。ここ数年、中小路や馬場などで米を耕作されているということでしたので、今回も申請を受け付けております。

6番（今田政行君）この方はXXXXXXXXXXにも所有されておりますが、そこは貸付をされており他の方が作付けされています。そういう形になるのではないのでしょうか。

7番（長木一美君）XXXXXXの農地になります、濱田委員はご本人が耕作されるのかなどご存じでしょうか。

3番（濱田憲治君）登記所の方が来られて今回は申請農地を確認し売買ということで判を押しております。中身までは、XXXXXXXXXXということしか聞いておりません。

会長（松田政明君）今までは、どなたが耕作されてきましたか。

3番（濱田憲治君）XXXXXXXXXXという方がキャベツを作られていました。

7番（長木一美君）土地転がしではないですが、そうなるのはいけないので本人が耕作される、または貸付されるということであればまた貸付の申請をしてもらわないといけないので、そこを注意してもらいたいと思います。

会長（松田政明君）今回は売買ですが、話の中でもしその後他の人が作られるのであれば

ば貸付申請手続きをしてくださいとお話するなどお願いします。

事務局（津田武蔵君）はい、わかりました。

会長（松田政明君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号2は原案どおり決定しました。次に、番号3を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田憲治君）はい、申請番号3・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第18号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号3は原案どおり決定しました。次に、番号4を議題とし内容の説明を8番長木委員に求めます。

8番（長木一美君）はい、申請番号4・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第18号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号4は原案どおり決定しました。次に、番号5を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村智君）はい、申請番号5・・・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第18号、番号5の内容説明を終わります。それでは番号5について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号5は原案

どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に、番号 6 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田政行君）はい、申請番号 6・・・。

会長（松田政明君）以上で議案第 18 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号、番号 6 は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、質疑・採決は同一人物ごとに一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長（松田政明君）それでは、番号 1 から番号 21 の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい、権利種別、所有権移転、申請番号 1・・・以上で説明を終わります。

会長（松田政明君）以上で議案第 19 号、番号 1 から番号 21 の内容説明を終わります。

早速、ご審議をいただきます。まず、番号 1 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 19 号、番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 19 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に番号 2 から番号 3 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 19 号、番号 2 から番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第 19 号、番号 2 から番号 3 は原

案どおり決定しました。次に番号4についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第19号、番号4は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第19号、番号4は原案どおり決定しました。

次に番号5から番号21についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（松田政明君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第19号、番号5から番号21は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（松田政明君）全員賛成と認めます。よって議案第19号、番号5から番号21は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい、農用地利用集積計画総括表賃貸借は今回田6年33374㎡、田10年3533㎡、計田36907㎡、本年累計、田6年47154㎡、田10年63876㎡、畑10年4875㎡、小計田111030㎡、畑4875㎡、累計115905㎡、所有権移転売買が今回畑1310㎡、小計1310㎡、本年累計1310㎡、以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。また、今回総会が始まる前にお配りした用紙が3枚お手元にあるのをご確認ください。令和3年から令和4年に切りかわる際に総括表をリセットしなければなりませでしたが、1月2月3月分が令和3年にそのまま足した状態で記載されておりました。本日お配りした用紙が令和4年からの計算になっておりますので、もしご自宅にとってらっしゃる方がいらしたら差し替えをお願いします。

会長（松田政明君）何かご質疑ありませんか。また事務局すみませんがもう一度特例事業についてご説明をお願いします。

事務局（津田武蔵君）特例事業につきましては、熊本県農業公社が農地を買い入れて地域の担い手に売り渡すという事業です。事業の要件としましては、農用地区域内、基盤強化法の貸し借りと同様に担い手であるというのが要件です。

4番（三浦誠一君）売買ということで、公社を通してされるとお金などどんな流れになるのでしょうか。

事務局（津田武蔵君）売買のお金の流れは譲渡人から一度熊本県農業公社に入りまして、そして受け手の方に支払うという形で、一度公社を通してお金が動きます。

4番（三浦誠一君）わざわざ公社を通すのにはどういうメリットがあるのでしょうか。

事務局（津田武蔵君）出し手のメリットは譲渡所得が 800 万円まで特別控除が受けられる。共通のメリットは県公社による売買・登記の手続きなどお金の手続きを公社が行うことなど、受け手のメリットは不動産所得税が 3 分の 2 に軽減、登記する際の登録免許税の軽減などがあります。

会長（松田政明君）次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか

事務局 はい。

全 員 協 議 会

1. 互助会について
2. 来月定例総会日程について
3. 芋植え体験について
4. 農業委員会の目標設定点検について

会長（松田政明君）それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもって閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 2 時 4 0 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印